

岩手県告示第901号

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第3項の規定により、次のとおり上北上川漁業協同組合の遊漁規則の変更を認可した。

平成21年12月4日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 漁業権者の名称及び住所

(1) 名称 上北上川漁業協同組合

(2) 住所 岩手郡岩手町大字川口第28地割162番地1

2 漁業権の免許番号 内共第22号

3 変更の内容

第12条を第13条とし、第8条から第11条までを1条ずつ繰り下げ、第7条の次に次の1条を加える。

(特設釣場及びつかみどり漁場)

第8条 前条の規定にかかわらず、組合が濃密放流して開設するいわな、やまめ特設釣場及びいわな、やまめつかみどり漁場において遊漁しようとする者は、組合が別に定めて公示した料金を納付しなければならない。

4 変更後の遊漁規則の施行日 平成21年12月4日